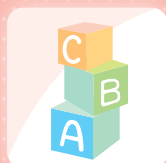


平成29年改訂

# 小学校教育課程実践講座

# 総則

天竺 茂 編著



# 目 次

## 序章 新学習指導要領「総則」の読み方

- 1 このたびの学習指導要領改訂を象徴する総則 2
- 2 総則の全体像 3
- 3 学習指導要領と教育課程の編成 5
- 4 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開 8
- 5 三つの資質・能力で各教科等を貫く：総則と教科等をつなげて読む 10
- 6 カリキュラム・マネジメントの基本形を示す総則——チェックリストとしての役割—— 12
- 7 児童の発達の支援など諸課題への対応——総則から読み取る学校の新教育課程への構え—— 16

## 第1章 学校における教育課程の意義

- 第1節 新学習指導要領改訂の背景とポイント** .....20
- 1 新学習指導要領改訂の背景 ●
  - 2 新学習指導要領のポイント ●
- 第2節 学習指導要領の変遷と新学習指導要領の位置付け** ..... ●
- 1 資質・能力の育成と学習指導要領の変遷 ●
  - 2 新学習指導要領の位置付け ●
- 第3節 これからの学校教育における教育課程の意義——総則前文を手**

がかりにして——.....●

- 1 学校教育が目指すものとその基軸としての教育課程 ●
- 2 「社会に開かれた教育課程」の実現 ●
- 3 学習指導要領が果たすべき役割と期待 ●

## 第2章 新教育課程の「知・徳・体」と資質・能力の育成

### 第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割.....●

Q 総則の「第1」はどのように改訂されましたか。 ●

### 第2節 「知育」としての「確かな学力」.....●

Q 新学習指導要領では学力をどのように捉えていますか。 ●

### 第3節 「徳育」としての「豊かな心」.....●

Q 「豊かな心」についてどのように記されていますか。 ●

### 第4節 「体育」としての「健やかな体」.....●

Q 「健やかな体」についてはどのように記されていますか。 ●

### 第5節 育成を目指す資質・能力.....●

Q 育成を目指す資質・能力とはどのようなものですか。 ●

### 第6節 三つの柱の背後にある学術的研究動向.....●

Q 「資質・能力の三つの柱」をどのように捉えればよいですか。 ●

- 1 内容中心の教育の何が問題か ●
- 2 非認知的能力の重要性と教育可能性 ●
- 3 子供の学びのメカニズムとの合致 ●

### 第7節 「各教科等の特質に応じた『見方・考え方』』との関連.....●

Q 「各教科の特質に応じた『見方・考え方』』とはどのようなものですか。

●

### 第3章

## 学校教育目標と教育課程編成の新基準

### 第4章

## 「まとまりのある内容」ベースの指導計画

#### 第1節 新学習指導要領は何を目指すのか

- Q 新学習指導要領にはどのようなねらいがあるのですか。 ●

#### 第2節 質の高い学びとはどのようなものか

- Q 「主体的・対話的で深い学び」について教えてください。 ●

#### 第3節 質の高い学びと「カリキュラム・マネジメント」

- Q 「カリキュラム・マネジメント」について教えてください。 ●

- 1 「カリキュラム・マネジメント」の必要性 ●
- 2 「カリキュラム・マネジメント」の三つの側面 ●

#### 第4節 質の高い学びを目指すための方策

- Q これからの学校教育目標と指導計画の在り方について教えてください。 ●

- 1 学校の教育目標についての共通理解 ●
- 2 1単位時間における学習過程 ●
- 3 時間や内容のまとまりごとの指導計画に基づく指導 ●
- 4 時間や内容のまとまりごとの指導計画の作成 ●

#### 第5節 校内の条件整備

- Q 新教育課程に向けての校内の条件整備の視点を教えてください。 ●

- 1 指導計画の管理を行う校務分掌の設置 ●
- 2 指導実践の改善 ●
- 3 校内研究の推進 ●
- 4 指導計画・資料等の保管・共有 ●
- 5 週ごとの指導計画（週案）の活用 ●

**第1節 学びの連続性を重視する**.....●**Q** 学校段階間の学びの連続性を保つために必要なことは何ですか。 ●

- 1 指導要領改訂の基本姿勢 ●
- 2 学習指導要領をどのように読むべきか ●
- 3 学びの連続性と教育課程の編成 ●
- 4 授業と指導計画 ●

**第2節 幼稚園と小学校の連携**.....●**Q** 幼小の円滑な接続のために必要なことは何ですか？ ●

- 1 幼児期の終わりまでに育って欲しい姿 ●
- 2 生活科を中心としたスタートカリキュラム ●
- 3 地域における幼小連携 ●

**第3節 小学校終了までに育成を目指す資質・能力と中学校との接続**.....●**Q** 小中の円滑な接続のために、小学校終了までに育てておきたい資質・能力にはどのようなことがありますか。 ●

- 1 学習習慣の確立 ●
- 2 主体的に学習に取り組む態度 ●
- 3 言語活動の充実 ●
- 4 思考力の育成 ●

**第4節 これからの幼小・小中・中高連携と一貫教育**.....●**Q** これからの校種間連携のポイントは何か。 ●

- 1 K-12という考え方 ●
- 2 連携・接続を促進するための柔軟さ ●
- 3 評価の原則の連続性 ●

## 第6章

### 新教育課程の学習過程

——主体的・対話的で深い学びの実現——

#### 第1節 新教育課程での学び

Q 新教育課程における学びには何が求められていますか。

#### 第2節 「主体的・対話的で深い学び」の実現

Q 「主体的・対話的で深い学び」はどのようなイメージで捉えられますか。

- 1 アクティブ・ラーニングから「主体的・対話的で深い学び」へ
- 2 習得・活用・探究と深い学び

#### 第3節 言語能力の育成

#### 第4節 学習の見通しと振り返り

#### 第5節 自主的・自発的な学習の促進

#### 第6節 授業設計の具体——算数・数学「多角形の内角の和」を例に——

Q 「教えて考えさせる授業」とはどのようなものですか。

- 1 「教えて考えさせる授業」とは
- 2 「多角形の内角の和」の授業
- 3 探究とのつながり、そして資質・能力の育成

## 第7章

### 新教育課程を充実させる情報化対応

#### 第1節 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力

Q 総則では情報活用能力に関してどのように記述されていますか。

- 1 総則の記述
- 2 情報活用能力とは
- 3 情報活用能力の育成とカリキュラム・マネジメント

#### 第2節 コンピュータ等や教材・教具の活用

**Q** ICT教育における教材・教具の在り方や環境整備をどのように捉えればよいですか。 ●

- 1 総則の記述 ●
- 2 教材・教具の活用 ●
- 3 学校におけるICT環境整備 ●

### 第3節 小学校におけるICTの基本的な操作スキルの習得……………●

**Q** 小学校段階で身に付けさせるICTの操作スキルとはどの程度のものですか。 ●

- 1 総則の記述 ●
- 2 ICTの基本的な操作スキルのレベル ●

### 第4節 小学校におけるプログラミング教育……………●

**Q** プログラミング教育とはどのようなものですか、またどのように取り組むものですか。 ●

- 1 総則の記述 ●
- 2 プログラミング教育の目的 ●
- 3 プログラミング的思考 ●
- 4 各教科等との関連 ●
- 5 地域や民間等との連携 ●

### 第5節 情報モラル教育……………●

**Q** 情報モラル教育のポイントを教えてください。 ●

- 1 総則の記述 ●
- 2 情報モラルとは ●
- 3 情報モラル教育における学習活動 ●

### 第6節 指導方法や指導体制の工夫改善……………●

**Q** これからのICT教育における指導体制をどのように工夫改善していくべきですか。 ●

- 1 総則の記述 ●
- 2 ICTを活用した指導方法の工夫 ●

- 3 学校図書館等の活用 ●
- 4 学校相互間の連携や交流における I C T 活用 ●

## 第 8 章 資質・能力の育成を見取る評価活動

### 第 1 節 評価から考えた新教育課程の特徴.....●

- Q** 新教育課程を評価からみるとどのような特徴がありますか。 ●
- 1 コンピテンシー, 21 世紀スキル, 汎用的能力 ●
  - 2 三つの柱に沿って指導内容を整理したこと ●
  - 3 深い学び ●
  - 4 アクティブ・ラーニング (主体的・対話的な学習) ●
  - 5 形成的評価 ●
  - 6 自己評価とメタ認知 ●

### 第 2 節 利用可能な評価方法.....●

- Q** 評価方法としてどのようなものがありますか。 ●
- 1 ドメイン準拠評価とスタンダード準拠評価 ●
  - 2 ペーパーテストとパフォーマンス評価 ●
  - 3 ポートフォリオ評価 ●
  - 4 形成的評価第 3 節 新学習指導要領での具体的な評価の在り方 ●
- Q** 新学習指導要領での評価の具体的な姿はどうあるべきでしょうか。 ●
- 1 観点の評価 ●
  - 2 総合的な学習の時間の評価 ●
  - 3 形成的評価, 自己評価, メタ認知 ●



## 第9章

## 子供の発達を支える指導と支援

Q 新教育課程における学級経営のポイントを教えてください。 ●

### 第1節 学習活動や学校生活の基盤となる学級経営の充実……………●

- 1 確かな児童生徒理解に基づいた学級経営目標の設定 ●
- 2 一人一人の子供に自己決定の場を ●

### 第2節 発達の支援のための両輪：ガイダンスとカウンセリング……………●

Q 「ガイダンス」と「カウンセリング」はどのような取組ですか。 ●

- 1 計画的・系統的なガイダンスの機会の設定 ●
- 2 日常の会話も大切にされたカウンセリングの充実 ●

### 第3節 特別活動を「要」としたキャリア教育の充実……………●

Q これからのキャリア教育はどのように変わりますか。 ●

- 1 現行学習指導要領総則とキャリア教育との関係 ●
- 2 キャリア教育の「要」となる学級活動 ●
- 3 「キャリア・パスポート（仮称）」の導入 ●

### 第4節 生徒指導及び個に応じた指導の充実……………●

Q 生徒指導と個に応じた指導を充実させるポイントを教えてください。

- 
- 1 生徒指導の充実 ●
- 2 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

## 第10章

## 特別な配慮を必要とする児童生徒への支援

Q 障害のある子供への指導と支援の具体的な取組について教えてください。 ●

### 第1節 障害のある子供への指導について……………●

- 1 背景 ●
- 2 通常の学級における支援 ●
- 3 特別支援学級における特別の教育課程 ●
- 4 通級による指導における特別の教育課程 ●
- 5 個別の指導計画と個別の教育支援計画 ●

## 第2節 海外帰国児童生徒等への指導について

**Q** 日本語指導が必要な児童への支援はどのように行えばよいのでしょうか。 ●

- 1 背景 ●
- 2 学校生活への適応等 ●
- 3 日本語の習得を促す通級による指導 ●

## 第3節 不登校児童生徒への配慮について

**Q** 不登校の子供への指導や支援はどのように行えばよいのでしょうか。 ●

- 1 背景 ●
- 2 個々の児童生徒の実態に応じた支援 ●
- 3 個々の実態に配慮した教育課程の編成 ●

# 第11章 新教育課程のカリキュラム・マネジメント

**Q** 「カリキュラム・マネジメント」とはどのようなものですか。 ●

## 第1節 カリキュラム・マネジメントの定義と由来

- 1 新学習指導要領にみる「カリキュラム・マネジメント」 ●
- 2 「カリキュラム・マネジメント」の登場と背景 ●

## 第2節 各学校の特色を生かすカリキュラム・マネジメント

**Q** どのように「カリキュラム・マネジメント」に取り組めばよいですか。 ●

- 1 何をどうすればよいのか ●

- 2 どこから手をつけるか ●

### 第3節 カリキュラム・マネジメントと、各学校の全体計画・各種計画、教育課程の編成・実施との関連……………●

Q 「カリキュラム・マネジメント」におけるP D C Aについて教えてください。 ●

- 1 再びタイトルへ ●
- 2 計画が先か、評価が先か ●
- 3 小中の違い ●

## 第12章 地域と協働する学校

### 第1節 コミュニティ・スクール制度とは一体何か？……………●

Q コミュニティ・スクールの意義や学校運営協議会などとの違いを教えてください。 ●

- 1 なぜ「地域と協働」が必要なのか？ ●
- 2 学校にとってのメリット ●
- 3 学校運営協議会と地域学校協働本部の違い ●
- 4 学校運営協議会と学校評議会・地域連絡協議会・教育懇話会の違い ●
- 5 学校運営協議会の設置状況は地域差がある ●
- 6 学校運営協議会を設置したもの ●

### 第2節 今までと何が違うのか？……………●

Q 学校と地域の協働関係とはどのようなものですか。 ●

- 1 「地域とともにある学校」とは ●
- 2 学習する学校・地域の人も学び続ける ●

### 第3節 学校経営にコミュニティ・スクール制度を生かす方法……………●

Q 地域と協働する学校づくりに向けてどのように取り組んでいけばよいでしょうか。 ●

- 1 まずは校長の経営方針を明らかにする ●
- 2 学校運営協議会の設立ポイント——「人選」が命！—— ●
- 3 多忙にならない学校運営協議会の運営方法 ●
- 4 教職員の参加が実際の学校運営に反映される ●
- 5 地域支援協働本部の作り方 ●
- 6 地域支援本部のボランティアの募り方 ●

#### 第4節 ボランティアを学校に入れる際の注意点.....●

**Q** ボランティアを活用する上での注意点を教えてください。 ●

- 1 ボランティア活動前に自己紹介 ●
- 2 登録制度は危険 ●
- 3 ボランティアの定年制度を作る ●

## 第13章 道徳教育の取り組み方

### 第1節 「特別の教科 道徳」と「道徳教育の配慮事項」.....●

**Q** 教科としての道徳はこれまでとどう違うのでしょうか。 ●

- 1 「特別の教科 道徳」の成立 ●
- 2 「考え、議論する道徳」への「質的転換」 ●
- 3 配慮事項の四つのポイント ●

### 第2節 全体計画と道徳教育推進教師.....●

**Q** 道徳の計画作成と指導体制について教えてください。 ●

- 1 全体計画の意義と作成上の留意点 ●
- 2 道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備 ●
- 3 各教科等における道徳指導の基本方針 ●

### 第3節 道徳の指導内容の重点化.....●

**Q** 道徳の指導内容のポイントを教えてください。 ●

- 1 各学年を通じて配慮する内容 ●
- 2 学年段階ごとに配慮する内容 ●

#### 第4節 豊かな体験活動の充実といじめ防止.....●

Q 子供たちの人間関係づくりといじめ防止の方策にどのように取り組めばよいでしょうか。 ●

- 1 学校や学級内の人間関係や豊かな体験の充実 ●
- 2 いじめの防止と安全の確保 ●

#### 第5節 情報公開と家庭・地域の連携.....●

Q 道徳教育において家庭・地域と連携する意義と方策を教えてください。

- 

  - 1 「社会に開かれた教育課程」と道徳教育 ●
  - 2 学校と地域・家庭との連携 ●

資料：小学校学習指導要領（平成29年3月）〔抜粋〕 ●

編者・執筆者一覧 ●

行規則第138条において、特別支援学級の教育課程については、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができることとされている。ところが、この特別の教育課程の編成については、これまで特別支援学校の学習指導要領等においては解説されていたが、小学校の学習指導要領においては十分な説明がなく、特別支援学級を担当する先生方にとっては、なかなか分かりにくいものであった。そこで、今回の改訂では、小学校等の学習指導要領において明記し、特別支援学級の指導の充実を図ることとなった。

特別支援学級で編成、実施する特別の教育課程について、「(ア)……特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること」と、具体的に示し、「(イ)児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること」と明記している。

(ア)では、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れて指導することとしている。自立活動は、児童が自立を目指し、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的な発達の基盤を培うことをねらいとした指導領域である。六つの区分の下に27項目の内容が設けられている。

ここで留意したいことは、自立活動の内容と小学校等の各教科の内容の扱い方の違いである。自立活動の内容は、各教科の内容のように全てを指導するというものではない。個々の児童の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定し、具体的な指導内容を設定して、指導を展開するものである。その際には、個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導することになる。

(イ)については、特に、知的障害特別支援学級等における教育課程編成において活用が期待される。特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にすることが必要である。

なお、学校教育法施行規則第126条第2項においては、知的障害者である児童を教育する場合の教科が規定されている。

これらに基づいて、特別支援学級においては、特別な教育課程の編成、実施を行うこととなるが、例えば、次のような実的な工夫が行えるので留意したい。

- ・小学校等の各教科の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
- ・小学校等の各教科の各学年の目標及び内容の一部または全部を、当該学年より前の各学年の目標及び内容の一部または全部に替えることができること。
- ・小学校等の各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えることができること。

これらにより、特別支援学級における特別の教育課程の編成と実施についての理解促進が図られ、個々の児童に即した指導実践が行われるものと思われる。

## 4 通級による指導における特別の教育課程

通級による指導は、小学校の通常の学級に在籍している障害のある児童に対して、各教科等の大部分の授業は通常の学級で受けながら、一部の授業については、当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行うという教育の形態で、平成5（1993）年に制度化された。当初は、言語障害の子供に対して、この制度が活用された。通級による指導の対象者については、学校教育法施行規則

第140条各号の一に該当する児童（特別支援学級に在籍する児童は除く。）で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条において、「……特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、……特別の教育課程によることができる」としている。また、同第141条において、「……校長は、児童又は生徒が、……他の小学校、中学校……において受けた授業を、当該小学校、中学校……において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる」と規定し、他校通級が行えることとしている。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

(人)

	言語障害	難聴等	情緒障害	自閉症	学習障害	注意欠陥多動性障害	計
H.5	9,654	1,268	1,337		—	—	12,259
H.10	20,461	1,561	2,320		—	—	24,342
H.15	27,718	1,750	4,184		—	—	33,652
H.20	29,860	2,101	3,589	7,047	3,682	3,406	49,685
H.25	33,606	2,262	8,613	12,308	10,769	10,324	77,882
H.28	36,793	2,389	11,824	15,876	14,543	16,886	98,311

平成18（2006）年には、学校教育法施行規則の一部改正が行われ、通級による指導の対象として、学習障害や注意欠陥多動性障害の子供たちも加わるとともに、自閉症については、独立して位置付けられることとなった。こうして、通級による指導を受ける子供たちの数が飛躍的に増加することとなった。

このような経緯を踏まえ、学校教育法施行規則第140条において規定されている通級による指導における特別の教育課程の編成と実施に



ついて、通級指導担当教員に止まらず、通常の学級の担任や校長等広く小学校等の関係者に対する理解促進を図ることも課題となった。

そこで、「(1) 障害のある児童などへの指導」の「ウ ……通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする」と示された。

したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の6区分27項目の内容を参考とし、個々の児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開することが必要である。

通級による指導においては、児童が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが、随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通常の学級の児童との円滑な人間関係の形成にも努めることが必要である。特に、他校通級の場合には、児童が在籍している学級のある学校と通級指導教室のある学校のそれぞれの校長が、児童を介して意思疎通を図ることが大切である。それが、ひいてはそれぞれの学校の教職員同士の連携協力にもつながるものである。

なお、通級による指導については、平成30（2018）年度から、高校においても実施されることとなっている。また、平成29（2017）年3月には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正が行われ、これまで加配として実施されていた通級による指導の担当教員の配置が、一部、基礎定数化されることとなり、指導体制の充実が図られることとなった。

## 5 個別の指導計画と個別の教育支援計画

特別支援学校においては、平成21（2009）年3月の学習指導要領等